

作業環境測定：規制対象外物質を取り扱う作業場

環境・健康

労働安全衛生法第 65 条で作業環境測定が義務付けられている有害物質は、職場で使用されている有害物質の極一部にしか過ぎません。一方、労働安全衛生規則第 577 条（ガス等の発散の抑制）では「当該屋内作業場における空気中のガス、蒸気又は粉じんの含有濃度が有害な程度にならないようにするめ、・・・等必要な措置を講じなければならない。」と定めています。

労働安全衛生法第 65 条で作業環境測定が義務付けられていない有害物質についても、当該屋内作業場における空気中のガス、蒸気又は粉じんの含有濃度が有害な程度になっているかどうかを確認するための作業環境測定等を行う必要があります。

労働安全衛生規則 第 577 条（ガス等の発散の抑制）

事業者は、ガス、蒸気、又は粉じんを発散する屋内作業場においては、当該屋内作業場における空気中のガス、蒸気又は粉じんの含有濃度が有害な程度にならないようにするため、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置を設ける等必要な措置を講じなければならない。

kes サポート

課 題	kes サポート
体外ばく露量の把握	個人ばく露モニタリング (時間加重平均濃度の測定、経時的濃度の測定)
体内ばく露量の把握	生物学的ばく露モニタリング (生体試料中有害物質・代謝物等の測定)
体外ばく露の情報	作業環境測定 (作業環境の管理区分)